

予約制乗合タクシーにおける生活支援サービス導入の検討結果について

令和元年度第4回会議における協議の結果、運行継続条件の達成に向けて、運賃以外の収入を確保し、収支率の改善を図るため、空き時間を有効に活用できる他のサービスの導入について検討することとなりました。

そこで、移動困難者にとって需要が高いことが予想される生活支援サービスとして「買い物代行サービス」の導入検討について、

(1) タクシーの貨物運送による方法

(2) タクシー乗務員の役務提供による方法

を、下記のとおり検討しました。

(1) タクシーの貨物運送による方法

利用者が店舗に発注し梱包済みの商品の運送を行う方法について、タクシーが貨物運送を行うことのできる区域は、国土交通省自動車局の通達（※1）により過疎地域に限定されており、本市の実証運行区域である長狭地域は過疎地域に該当しないことから、当該手法による買物代行サービスの導入は適わないもの。

（※1）「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」（平成29年8月7日付け 国土交通省自動車局長通達）

(2) タクシー乗務員の役務提供による方法

タクシー乗務員が直接店舗で買物を行う方法は、各地方運輸局運輸支局へ救援事業等計画書を届け出ることで行うことができる。また、乗合タクシーは一般乗合旅客自動車運送事業に、買物代行サービスは一般乗用旅客自動車運送事業（通常のタクシー事業）にそれぞれ該当し、許可の種類が異なる。

このため、買物代行サービスの利用料は、安価に設定できる乗合タクシーとは別に、救援事業等計画書で届け出た料金額か、各地方運輸局の公示（※2）に定められた運賃に準ずる金額としなければならない。よって、タクシー乗務員の役務提供による買物代行サービスを導入することは、利用者負担の増、または事業者経費の増加が見込まれ、収支率の改善に繋げることが難しい。

（※2）「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について」

（平成26年2月28日付け 国土交通省関東運輸局長発）

以上の検討結果により、予約制乗合タクシーにおける生活支援サービス（買い物代行サービス）導入は見送ることとしました。